

障 発 0331 第 24 号  
平成 27 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
(公印省略)

「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 14 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段のご配慮をお願いします。